

建設専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	16	020501010101	監理	道路敷等使用料	13~17	4市町村で実施しているが、金額に差異がある。	合併後、2年以内の継続更新は現行どおりとし、2年以降の継続更新については、佐久市の金額に統一する。ただし、合併後の新規の占用許可については、佐久市の金額とする。	道路敷等占用許可の更新期間は5年とする。
2	16	020501010201	監理	設計図書交付手数料(金抜設計書)	18	4市町村が実施しているが、手数料額の算出基準に差異がある。	合併時、浅科村・望月町の例による。	浅科村・望月町手数料徴収条例の例による。
3	17	030501010101	監理	市街化促進事業補助金	19	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	当該補助金は、用途地域内への優良宅地の誘導策として寄与しているため、合併後、新市の区域に広げて、補助制度を継続する。
4	28-5	010501010101	監理	道水路・河川占用許可	20	4市町村で実施しているが、申請書への添付書類に差異がある。	合併時、調整案の詳細のとおり統一する。	道水路の占用許可申請書へは、位置図・平面図・断面図・実測求積図・写真・公図の写し・地元区長の同意書・その他利害関係者の同意書を添付する。その他詳細については、合併時に佐久市道路占用料徴収条例・佐久市準用河川の管理に関する条例・佐久市公共物管理条例に統一する。
5	28-5	010501010102	監理	道水路・河川自営工事承認	21	4市町村が実施しているが、申請書への添付書類及び自営工事完了後の報告等に差異がある。	合併時、調整案の詳細のとおり統一する。	・申請書への添付書類:位置図・平面図・縦断面図・横断面図・構造図・設計書・仕様書・写真・公図の写し・地元区長の同意書・帰属承諾書 ・自営工事完了後の報告等:工事完了後、ただちに完了届と添付書類(着工前・工事中・完成後の現場写真)の提出。
6	28-5	010501010103	監理	市・町・村道認定	22	4市町村で実施しているが、基準を統一する必要がある。	合併時、新市において基準を統一する。	佐久市の市道認定基準、小規模開発に伴う道路築造基準に統一する。
7	28-5	010501010104	監理	法定外道水路の用途廃止	23	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	法定外道水路(赤線・青線)については、地方分権法で平成17年3月31日までにほとんどが市町村に譲与される。
8	28-5	010501010105	監理	道路幅員証明	24	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
9	28-5	010501010106	監理	特殊車両通行許可	25	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
10	28-5	010501010107	監理	道路通行制限	26	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
11	28-5	010501010108	監理	道路・水路・河川境界確定	27	4市町村が実施しているが、佐久市は境界確定事務に関する内規がある。	合併時、内規により統一する。	佐久市の道路・水路・河川境界確定事務取扱内規により細部を統一する。

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
12	28-5	010501010109	監理	道路台帳 橋梁台帳調製	28	4市町村が実施しているが、調製委託業者が異なる。また、市町村道番号の統一と市町村間にまたがる道路について調整を図る必要がある。	合併時、市町村の今までのデータを蓄積している業者に継続して委託する。また、市道番号については、現在の市町村道番号の頭に市町村の頭文字を付ける。市町村をまたがる道路については、合併後2年以内に新市で統一する。	委託業者については、過去のデータを蓄積しているためそれぞれの業者の委託を継続する。
13	28-5	010501010110	監理	登記嘱託事務	29	4市町村で実施しているが、未登記物件の処理への取り組み状況に差異がある。	合併時、現行どおりとし、未登記物件の処理については、引き続き積極的に未登記物件の解消に努める。	
14	28-5	010501010205	監理	談合情報対応	30	4市町村が実施しているが、談合情報対応マニュアルに差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。	入札談合に関する情報が入った場合、受信者は、情報提供者の身元、指名等を確認し、佐久市公正入札調査委員会の事務局へ通報する。事務局は、談合対応マニュアルに基づき対応する。
15	28-5	010501010206	監理	契約保証金等の受け払い	31	4市町村で実施しているが、契約保証金等の事務処理に差異がある。	合併時、佐久市の例に統一する。	
16	28-5	010501010207	監理	指名停止	32	4市町村が実施しているが、指名停止要領に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。	佐久市建設工事等入札参加者に係る指名停止要領による。
17	28-5	010501010208	監理	入札結果等の公表	33	4市町村が実施しているが、公表する対象及び内容に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。ただし、公表対象を「1件100万円を超える工事及び業務」を「1件250万円を超える工事及び業務」にする。	佐久市建設工事及び建設コンサルタントの業務の入札契約情報公表要領による。
18	28-5	010501010301	監理	建設工事(しゅん工 出来形 手直し)の検査	34	4市町村が実施しているが、佐久市は検査要領がある。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事検査要領による。
19	28-5	010501010302	監理	委託業務(しゅん工 出来形 手直し)の検査	35	4市町村が実施しているが、佐久市は検査要領がある。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事に係る委託業務検査要領による。
20	28-5	010501010303	監理	建設工事の中間検査	36	4市町村が実施しているが、佐久市は検査要領がある。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事検査要領による。
21	28-5	010501010304	監理	委託業務の中間検査	37	4市町村が実施しているが、佐久市は検査要領がある。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事に係る委託業務検査要領による。
22	28-5	010501010401	監理	計測機器の管理	38	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	計測機器管理規程による。
23	28-5	010501010501	監理	建設工事成績評定	39	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事等成績評定要領による。
24	28-5	010501010502	監理	建設工事成績評定修正	40	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事等成績評定要領による。
25	28-5	010501010503	監理	委託業務成績評定修正	41	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事等成績評定要領による。
26	28-5	010501010504	監理	委託業務成績評定	42	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事等成績評定要領による。
27	28-5	010501010601	監理	公共工事コスト縮減評価	43	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	公共工事コスト縮減対策行動計画実施要領による。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
28	28-5	010501010701	監理	建設工事及び委託業務安全管理 技術指導	44	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事及び委託業務の安全管理及び技術指導実施要領による。
29	28-5	010501010703	監理	建設工事安全管理委員会	45	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	佐久市建設工事安全管理委員会規程による。
30	17	030502010101	建設	国道254号線(佐久-松本間)道路整備期成同盟会負担金	46	佐久市 浅科村 望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:佐久市 浅科村 望月町 立科町 丸子町 長門町 武石村 松本市
31	17	030502010102	建設	一級河川千曲川護岸整備促進期成同盟会負担金	47	佐久市 臼田町が実施している。	合併時、新市の同盟会とする。	構成:佐久市 臼田町
32	17	030502010104	建設	主要地方道下仁田浅科線バイパス建設促進期成同盟会負担金	48	佐久市 浅科村 望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:佐久市 浅科村 小諸市 望月町 立科町 東御市
33	17	030502010105	建設	関東国道協会負担金	49	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	構成:全国538市町村
34	17	030502010106	建設	佐久軽井沢間湯川左岸幹線道路改良促進期成同盟会負担金	50	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:佐久市 御代田町 軽井沢町
35	17	030502010107	建設	主要地方道下仁田浅科線志賀新子田バイパス建設促進期成同盟会負担金	51	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	構成:関係区長ほか
36	17	030502010108	建設	千曲川左岸地域道路整備期成同盟会負担金	52	佐久市 浅科村 望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:佐久市 浅科村 望月町 立科町 東御市 丸子町 長門町 武石村 和田村 青木村
37	17	030502010109	建設	長野県地区用地対策連絡協議会負担金	53	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	構成:県下139団体
38	17	030502010110	建設	国 県事業地元負担金	54	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において負担する。	
39	17	030502010111	建設	田口バイパス期成同盟会負担金	55	臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	構成:臼田町長 町議 県議 臼田建設事務所 地権者 区長 地元農業委員 JA理事 商工会支部長 安協支部長 消防団 旧農業団体役職代理者
40	17	030502010112	建設	長野県道路整備期成同盟会負担金	56	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	構成:長野県 県内市町村
41	17	030502010115	建設	長野県河川協会負担金	57	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	構成:県内120市町村
42	17	030502010116	建設	長野県治水砂防協会負担金	58	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	構成:国又は県において施行する治水砂防事業の箇所の市町村
43	17	030502010117	建設	長野県地すべり対策協議会負担金	59	臼田町が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	
44	17	030502010121	建設	県道八幡小諸線改良促進期成同盟会負担金	60	浅科村が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:浅科村 小諸市
45	17	030502010124	建設	国道254号線内山平賀中込間バイパス建設促進期成同盟会負担金	61	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	構成:地元議員 地元区長等68名
46	17	030502010125	建設	県道78号岸野高瀬間バイパス建設促進期成同盟会負担金	62	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	構成:地元議員 地元区長等68名

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
47	17	030502010126	建設	地元期成同盟会等負担金	63	佐久市・臼田町・浅科村が同様に負担しているが、負担金の算出根拠が不明確である。	合併時、同盟会等に支出する負担金については、支出の根拠を明確にする。	合併時、既存の同盟会は現行どおりとし、新たな同盟会等を作る場合の負担金については、事業規模、同盟会の活動内容を考慮し新市で算出根拠を明確にする。街路事業も同様とする。
48	17	030502020101	建設	上信越自動車道建設促進期成同盟会負担金	64	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
49	17	030502020102	建設	中部日本横断自動車道建設促進期成同盟会負担金	65	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
50	17	030502020103	建設	長野県中部横断自動車道建設促進期成同盟会負担金	66	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	
51	17	030502020104	建設	松本・佐久地域高規格道路建設促進期成同盟会負担金	67	佐久市・浅科村・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	構成:佐久市・浅科村・松本市・望月町・立科町・東御市・丸子町・長門町・武石村・和田村・青木村・明科村・四賀村・本城村・坂北村・麻績村・坂井村
52	17	030502020105	建設	高速道対策協議会補助金	68	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、協議会を統合するため、補助金支出の方法を佐久市の例による。	佐久市の協議会:市議員・区長・経済団体等 臼田町の協議会:町議員・区長・経済団体等
53	17	030502020106	建設	佐久市高速交通網建設促進期成同盟会補助金	69	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	構成:市議員・区長・経済団体等
54	17	030502020201	建設	高速道関連集会施設整備事業等補助金	70	佐久市が単独で実施しているが、合併後、臼田地域が補助金の対象地区となる。	合併時、佐久市の例による。	県の補助制度は、平成21年で廃止が予定されているが、その後は新市において検討する。
55	17	030502020202	建設	後家山・宮田地域開発推進協議会補助金	71	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	中部横断自動車道土取り場整備事業を円滑に実施するための地元対策としての補助金
56	17	030502020301	建設	北陸新幹線長野県沿線広域市町村連絡協議会負担金	72	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	
57	28-5	010502010101	建設	市・町・村道新設改良	73	4市町村が実施しているが、用地買収単価の定め方に差異がある。	合併後、1年以内に公共用地取得単価基準額により統一する。	合併後、新市が新たに設定する公共用地取得価格基準額を用いて用地買収する。 基準額が決定するまでは従前の例による。
58	28-5	010502010102	建設	国庫補助道路新設改良	74	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	事業実施箇所は、新市建設計画による。
59	28-5	010502010103	建設	地方特定道路整備	75	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	事業実施箇所は、新市建設計画による。
60	28-5	010502010104	建設	辺地対策道路整備	76	佐久市・臼田町・浅科村が実施している。望月町は辺地指定なし。	合併時、現行どおりとする。	事業実施箇所は、新市建設計画による。

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
61	28-5	010502010105	建設	国道254号線(佐久-松本間)道路整備期成同盟会	77	佐久市が事務局を実施している。	合併時、佐久市の例による。	構成:佐久市、浅科村、松本市、望月町、立科町、丸子町、長門町、武石村
62	28-5	010502010106	建設	国道254号線内山平賀中込間バイパス建設促進期成同盟会	78	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	構成:地元議員、地元区長等68名
63	28-5	010502010107	建設	県道78号岸野高瀬間バイパス建設促進期成同盟会	79	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	構成:地元議員、地元区長等29名
64	28-5	010502010108	建設	千曲川左岸地域道路整備期成同盟会	80	佐久市が事務局を実施している。	合併時、佐久市の例による。	構成:佐久市、浅科村、望月町、立科村、丸子町、長門町、青木村、武石村、東御市、和田村
65	28-5	010502010109	建設	(主)下仁田浅科線浅科バイパス建設促進期成同盟会	81	浅科村が事務局を実施している。	合併時、浅科村の例による。	構成:浅科村、佐久市、小諸市、望月町、立科村、東御市
66	28-5	010502010113	建設	田口バイパス期成同盟会	82	臼田町が単独で実施している。	合併時に、臼田町の例による。	構成:臼田町長、町議、県議、臼田建設事務所、地権者、区長、地元農業委員、JA理事、商工会支部長、安協支部長、消防団、旧農業団体役職代理者
67	28-5	010502010201	建設	市町村道小破修繕	83	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
68	28-5	010502010202	建設	市町村道舗装補修	84	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
69	28-5	010502010203	建設	用悪水路改良	85	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
70	28-5	010502010204	建設	舗装復旧受託	86	佐久市・臼田町・浅科村が実施している。	合併時、新市において実施する。	舗装復旧受託金の算定は、新市において定める。
71	28-5	010502010205	建設	市民にやさしい道づくり事業	87	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	平成16年度に事業が終了するため合併時に廃止とする。	緊急地域雇用創出特別事業で実施している。
72	28-5	010502010206	建設	道路応急補修工事	88	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
73	28-5	010502010210	建設	道路安全施設整備	89	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
74	28-5	010502010301	建設	橋梁新設改良	90	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	事業実施箇所は、新市建設計画による。
75	28-5	010502010401	建設	橋梁維持修繕	91	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
76	28-5	010502010501	建設	国庫補助準用河川改修	92	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	事業実施箇所は、新市建設計画による。
77	28-5	010502010502	建設	河川整備	93	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
78	28-5	010502010503	建設	一級河川千曲川護岸整備促進期成同盟会	94	臼田町が事務局を実施している。	合併時、臼田町の例による。	構成:臼田町、佐久市

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
79	28-5	010502010601	建設	市 町 村道凍結防止剤散布	95	4市町村が実施しているが、除雪マニュアルに差異がある。	合併後1年以内に、速やかに新市において新たな除雪マニュアルを策定する。	
80	28-5	010502010602	建設	市 町 村道除融雪	96	4市町村が実施しているが、除雪マニュアルに差異がある。	合併後1年以内に、速やかに新市において新たな除雪マニュアルを策定する。	
81	28-5	010502010701	建設	単独災害復旧	97	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
82	28-5	010502010702	建設	補助災害復旧	98	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
83	28-5	010502010801	建設	環境改善	99	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	平成16年度に事業が終了するため合併時に廃止とする。	
84	28-5	010502020101	建設	高速道関連地元要望対策	100	佐久市が単独で実施しているが、合併後、臼田地域が該当してくる。	合併時、現行どおりとする。	
85	28-5	010502020102	建設	高速道対策協議会	101	佐久市・臼田町がそれぞれの協議会を実施している。	合併後1年以内に、佐久市の高速道対策協議会に統合する。	佐久市の協議会 :市、議員、区長、経済団体等 臼田町の協議会 :町、議員、区長、経済団体等
86	28-5	010502020103	建設	佐久市高速交通網建設促進期成同盟会	102	佐久市が単独で実施しているが、合併後、臼田町の区域も対象となる。	合併後1年以内に、佐久市の例により拡大を図っていく。	構成 :市、議員、区長、経済団体等
87	28-5	010502020104	建設	松本 佐久地域高規格道路建設促進期成同盟会	103	佐久市が事務局を実施している。	合併時に、佐久市の例による。	構成 :佐久市、浅科村、松本市、望月町、立科町、東御市、丸子町、長門町、武石村、和田村、青木村、明科村、四賀村、本城村、坂北村、麻績村、坂井村
88	28-5	010502020201	建設	国庫補助高速関連工事	104	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
89	28-5	010502020202	建設	道水路新設改良高速関連工事	105	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
90	28-5	010502020203	建設	地方特定道路高速関連工事	106	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
91	17	030503010101	都市計画	都市計画協会負担金	107	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
92	17	030503010102	都市計画	県都市施設協会負担金	108	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
93	17	030503010201	都市計画	県施行街路事業費割負担金	109	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において負担する。	県土木部の公共事業 県単事業採択基準による負担金
94	17	030503010202	都市計画	街路事業建設促進協議会負担金	110	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	市施行街路事業及び県施行街路事業の推進を目的に設立された地元関係者・地権者等による協議会の活動のための負担金。佐久市の例により1団体一律90千円を負担する。
95	17	030503010203	都市計画	県街路事業促進協議会負担金	111	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
96	17	030503020101	都市計画	日本公園緑地協会負担金	112	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
97	17	030503020102	都市計画	全国都市公園整備促進協議会負担金	113	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
98	17	030503020103	都市計画	県自然公園協会負担金	114	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	浅科村は、自然公園の指定なし。
99	17	030503020104	都市計画	国立公園協会負担金	115	佐久市・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
100	17	030503020105	都市計画	高山植物等保護対策協議会東信支部負担金	116	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
101	17	030503020106	都市計画	ハイウェイオアシス管理負担金	117	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	平尾山公園と上信越道との兼用工作物の管理に要する費用を、日本道路公団との協定に基づき実施している。
102	17	030503020107	都市計画	危険物安全協会負担金(駒場公園)	118	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	駒場公園内で危険物に該当する施設があり危険物安全協会に加盟をしている。
103	17	030503020108	都市計画	受水槽高架水槽清掃及び水質検査負担金(駒場公園)	119	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において負担する。	駒場公園施設に使用する水道については、佐久創造館を經由して供給をしている。その施設管理については、長野県が一括契約のため、佐久市分の料金については、支払いについての契約を佐久創造館(長野県)と締結し、使用料に応じた金額を負担金として支払う
104	17	030503020109	都市計画	水道料金負担金(駒場公園)	120	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において負担する。	駒場公園施設に使用する水道については、佐久創造館を經由して供給をしている。その水道料金については、長野県が一括契約のため、佐久市分の料金については、支払いについての契約を佐久創造館(長野県)と締結し、使用量に応じた金額を負担金として支払う
105	17	030503020110	都市計画	電気料及び保守管理負担金(駒場公園)	121	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において負担する。	駒場公園施設に使用する電気については、佐久創造館を經由して供給をしている。その電気料金及び保守管理については、長野県が一括佐久市分の料金及び経費については、支払いについての契約を佐久創造館(長野県)と締結し、使用量に応じた金額を負担金として支払う
106	17	030503020111	都市計画	佐久市軽井沢町清掃組合給湯経費負担金(駒場公園)	122	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において負担する。	駒場公園プール給湯に伴う電気料金については、佐久市・軽井沢町清掃施設組合と中部電力(株)との一括契約のため、駒場公園プール分の電気料金支払いについて、協定書を締結し使用料金に応じた金額については、負担金により支払う

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
107	17	030503020113	都市計画	花と緑の街づくり推進モデル事業補助金	123	佐久市が単独で実施している。	住民の緑化に対する意識が向上し、所期の目的が達成されたため合併時に廃止とする。	地域住民団体等と県と市とのアダプトシステムへ移行していく。 ・アダプトシステム 地域住民団体等が道路の一定区間の「里親」として、道路管理者と協定書等を取り交わし、ボランティアで歩道・植樹帯等の美化活動を行なう制度。
108	17	030503030101	都市計画	長野県土地区画整理連合会負担金	124	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	
109	17	030503030102	都市計画	都市づくりパブリックセンター負担金	125	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	
110	17	030503030104	都市計画	日本土地区画整理協会負担金	126	佐久市が単独で実施している。	合併時、新市において加入する。	
111	17	030503030105	都市計画	市街地整備促進協議会負担金	127	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、新市において加入する。	
112	17	030503030107	都市計画	土地区画整理促進補助金	128	佐久市が単独で実施している。	平成15年度に、大規模な公共施行による土地区画整理事業が完了したことに伴い廃止。ただし、現に補助金の対象となっている建築物については、現行どおりとする。	
113	17	030503030108	都市計画	土地区画整理事業補助金	129	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	
114	28-5	010503010101	都市計画	都市計画決定(県決定)	130	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、都市計画法に基づき現行どおりとする。	
115	28-5	010503010102	都市計画	都市計画決定(市・町決定)	131	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、都市計画法に基づき現行どおりとする。	
116	28-5	010503010104	都市計画	地区計画の届出	132	佐久市が単独で実施している。	合併時、都市計画法に基づき佐久市の例による。	
117	28-5	010503010105	都市計画	土地区画整理地内における土地形質の変更、建築物の建築に係る許可	133	佐久市が単独で実施している。	合併時、土地区画整理法に基づき佐久市の例による。	
118	28-5	010503010106	都市計画	路外駐車場設置届	134	佐久市が単独で実施している。	合併時、駐車場法に基づき現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
119	28-5	010503010107	都市計画	駐車場附置届	135	佐久市が単独で実施している。	合併時、佐久市の例による。	・臼田町は新たな規制となる。 ・駐車場法に基づき制定した市条例によるものであり、商業地域・近隣商業地域において一定の規模(基本は1000㎡以上)の建物の敷地については、新築・改築・増築等の場合に、一定規模の駐車場の附置を義務づけるものである。臼田町について新規に対象となると佐久総合病院が適用を受けると思われるが、条例7条により敷地の用途割合により適用除外となるので特に問題ないと思われる。
120	28-5	010503010108	都市計画	開発行為許可申請受付・進達	136	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時に、都市計画法に基づき現行どおりとする。	
121	28-5	010503010201	都市計画	国庫補助街路事業	137	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	国庫補助採択基準による事業であり現行どおりとする。ただし、事業箇所については新市の計画で決定する。
122	28-5	010503010202	都市計画	市・町単街路事業	138	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	国庫補助採択基準によらない事業であり現行どおりとする。ただし、事業箇所については新市の計画で決定する。
123	28-5	010503020104	都市計画	自然公園法に基づく業務	139	佐久市・臼田町・望月町が実施している。	合併時、現行どおりとする。	浅科村は、自然公園法にかかわる地域指定なし。
124	28-5	010503020105	都市計画	苗圃管理	140	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	佐久市のみでの施設であり、駒込地区(大字志賀)で緑化木の苗圃を管理し、公共施設へ植栽する場合に苗木を支給している。
125	28-5	010503020201	都市計画	発電所管理運営	141	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	佐久市のみでの施設であり、電気を平尾山公園・パラダなどへ供給している施設。維持管理、故障時対応が必要である。
126	28-5	010503030201	都市計画	公共施行土地区画整理	142	佐久市が単独で実施している。	合併時、都市計画法、土地区画整理法に基づき佐久市の例による。	
127	28-5	010503030301	都市計画	区画整理組合の技術指導	143	佐久市が単独で実施している。	合併時、都市計画法、土地区画整理法に基づき佐久市の例による。	
128	28-5	010503030401	都市計画	佐久平駅前広場使用許可 ・自家用車整理場保守管理	144	佐久市が単独で実施しているが使用許可については、佐久市内に本社のあるタクシー会社に限り許可をしている。	合併時、佐久市の例による。	タクシー協会との調整をする。
129	28-5	010503030403	都市計画	岩村田駅前広場使用許可	145	佐久市が単独で実施しているが使用許可については、佐久市内に本社のあるタクシー会社に限り許可をしている。	合併時、佐久市の例による。	タクシー協会との調整をする。
130	16	020504010101	住宅	建築確認申請道路証明等手数料	146	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	浅科村・望月町は、都市計画区域外のため建築確認を要しない区域であるが、特殊建築物は必要。
131	16	020504010201	住宅	屋外広告物許可申請手数料	147	佐久市・臼田町・浅科村が実施している。	合併時、現行どおりとする。	県屋外広告物条例に基づく手数料。
132	16	020504020101	住宅	公営住宅使用料・入居敷金	148	4市町村で実施しているが、利便性係数に差異がある。	合併時、佐久市の例により、新市の係数を定める。	
133	16	020504020105	住宅	公営住宅使用料督促手数料	149	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
134	16	020504020108	住宅	その他住宅使用料・入居敷金	150	4市町村が実施しているが、住宅使用料・入居敷金に市町村間で差異がある。	合併時、住宅使用料は現行どおりとし、入居敷金については、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、佐久市の例により家賃の3ヶ月分を徴収する。	4市町村がそれぞれ地区の実情に応じて建設してきた経過があるため、住宅使用料は現行どおりとする。 ・入居敷金については、現入居者からは新たに徴収しない。合併後は、佐久市の例により家賃の3ヶ月分を徴収する。 その他住宅とは以下の住宅。 ・県単独事業で建設した住宅の払い下げを受けたもの。 ・母子及び障害者のために県補助により建設した住宅。 ・警察官住宅として建設したが用途変更したものの。
135	16	020504020109	住宅	市町村営住宅各種証明等手数料	151	4市町村で同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
136	17	030504020101	住宅	県公営住宅推進協議会負担金	152	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、新市において加入する。	県下の公営住宅団地建設市町村で組織する団体
137	28-5	010504010101	住宅	建築確認申請受付・道路証明	153	4市町村が実施しているが、データ保存に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。	合併時までには出来る限りデータ保存を行なっていく。
138	28-5	010504010102	住宅	工事届受付	154	4市町村が実施しているが、データ保存に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。	合併時までには出来る限りデータ保存を行なっていく。
139	28-5	010504010103	住宅	優良宅地 優良住宅認定 証明	155	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、租税特別措置法に基づき現行どおりとする。	
140	28-5	010504010104	住宅	建築相談	156	佐久市・臼田町が実施しているが、建築基準法第42条 2項道路の取り扱いに差異がある。	合併時、佐久市の内規を基に新基準を策定する。	現に建物があるところを基準に一部42条の2項道路と認めている。ただし、特殊なケース(路線)については内規で定めていく。
141	28-5	010504010105	住宅	建築確認が伴う道路後退線用地買収・登記 物件補償	157	佐久市・臼田町が実施しているが、道路後退線について、佐久市は買収をしていて、臼田町では確約書で実施している。また、買収の基準単価に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一し、データ保存をする。	土地買収費・佐久市の公共取得価格補償料・県土木部損失補償精算要領及び標準単価表移転登記費用・佐久市の公共嘱託登記業務料金表
142	28-5	010504010106	住宅	都市計画施設等の区域内における建築の許可(53条)	158	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、都市計画法に基づき現行どおりとする。	
143	28-5	010504010108	住宅	位置指定道路申請受付	159	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、建築基準法により現行どおりとする。	
144	28-5	010504010109	住宅	建築協定	160	佐久市・臼田町が実施している。	合併時、建築基準法により現行どおりとする。	
145	28-5	010504010201	住宅	大規模行為受付進達	161	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、長野県景観条例に基づき現行どおりとする。	
146	28-5	010504010203	住宅	住民協定	162	佐久市・浅科村が実施している。	合併時、長野県景観条例に基づき現行どおりとする。	
147	28-5	010504010204	住宅	屋外広告物許可	163	佐久市・臼田町・浅科村が実施している。	合併時、長野県屋外広告物条例に基づき現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
148	28-5	010504010205	住宅	違反広告物撤去	164	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、長野県屋外広告物条例に基づき現行どおりとする。	
149	28-5	010504020101	住宅	公営住宅建設 改善事業	165	4市町村で実施しているが、老朽化した公営住宅が多い。	合併時、公営住宅ストック活用計画に基づき建て替え及び改善事業として順次整備を行っていく。	合併後2年以内に公営住宅ストック活用計画を策定する。
150	28-5	010504020201	住宅	厚生住宅建設	166	佐久市・望月町で実施しているが、県の補助制度がなくなる。	平成16年度に県の補助制度が終了するため合併時に廃止する。	
151	28-5	010504020301	住宅	公営住宅ストック活用計画	167	佐久市で計画が策定されているが、統一した計画の策定が必要である。	合併後2年以内にストック活用計画を見直し、新たな計画を策定するとともに改良住宅ストック活用計画も策定する。	この計画が策定されていないと補助対象とならないため、計画書の策定は新市計画に入れる。
152	28-5	010504020303	住宅	市町村営住宅退去	168	4市町村で実施しているが、退去時の検査基準に差異がある。	合併時、佐久市の退去時の修繕等取り扱い基準により統一する。	
153	28-5	010504020304	住宅	市町村営住宅収入認定(家賃設定)	169	4市町村で実施しているが、収入認定にかかる添付書類、異議申立期間に差異がある。	合併後、佐久市の例により統一する。	
154	28-5	010504020305	住宅	市町村営住宅同居認定 異動報告	170	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、公営住宅法に基づき現行どおりとする。	
155	28-5	010504020306	住宅	市町村営住宅入居権利承継承認	171	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、公営住宅法に基づき現行どおりとする。	

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
156	28-5	010504020307	住宅	市町村営住宅増改築等承認	172	4市町村で実施しているが、許可基準に差異がある。	合併時、佐久市の例により新市の基準を策定する。	佐久市の市営住宅模様替(増築)に関する取扱要綱に基づき策定する。
157	28-5	010504020308	住宅	市町村営住宅(駐車場)使用料徴収	173	4市町村で実施しているが、事務処理に差異がある。	合併時、佐久市の例により統一する。	
158	28-5	010504020309	住宅	住宅使用料減免	174	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	公営住宅法第16条に基づき条例及び規則を制定する。
159	28-5	010504020310	住宅	市町村営住宅駐車場使用許可・車庫証明	175	佐久市・臼田町・望月町が実施しているが、車庫証明発行事務基準に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	有料駐車場の設置団地のみ該当する。
160	28-5	010504020311	住宅	市町村営住宅修繕・工事	176	4市町村が実施しているが、基準に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	県住宅部発行の修繕負担区分表による。
161	28-5	010504020312	住宅	家賃収入補助事業	177	4市町村が実施しているが、異議申立期間に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	異議申立期間を60日以内に統一する。
162	28-5	010504020313	住宅	家賃対策補助事業	178	佐久市が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	公営住宅法に基づく事業で、泉団地が対象となっている。
163	28-5	010504020315	住宅	市町村営住宅各種証明書交付	179	4市町村で実施しているが、交付証明書に差異がある。	合併時、調整案の詳細のとおり統一する。	交付証明書(家賃証明、居住証明、自動車保管場所使用承諾証明)
164	28-5	010504020316	住宅	厚生住宅管理	180	4市町村が同様に実施しているため問題なし。	合併時、現行どおりとする。	
165	28-5	010504020318	住宅	同和地区改良住宅等改善事業	181	佐久市・臼田町・浅科村が同様に実施している。	合併時、現行どおりとする。	事業内容:下水道接続に伴うトイレ内部の改修工事及び下水道接続工事
166	28-5	010504020319	住宅	同和地区改良(小集落)住宅管理	182	佐久市・臼田町・浅科村で実施しているが、実施方法に差異がある。	合併時、佐久市の例による。	

提案番号	協議項目番号	コート番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調書ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
167	28-5	010504020320	住宅	住宅用地借上げ事務	183	佐久市・臼田町・浅科村が実施しているが、賃借料に差異がある。	合併時、新市において統一した基準を設ける。	<ul style="list-style-type: none"> -公営住宅については、財務規則に準じて基準を統一する。 -厚生住宅建設費の賃借料は次のとおりとする。 本人(2親等以内の親族)所有地の場合は無償とする。 -本人所有でない場合は財務規則に準じて基準を統一する。 -その他住宅については、現行どおりとする。

各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。